

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数		対前年増減数			主な増減理由
	令和6年	令和7年	増員数	減員数	差引	
一般行政部門	議会	6	6	0	0	組織改正に伴う増(1) 市長公室の再任用短時間勤務職員補充による減(△1) 等
	総務	111	112	3	△2	退職不補充に伴う減(△2)
	税務	34	32	0	△2	組織改正に伴う増(3) 等
	民生	115	118	4	△1	育休代替による一時的な重複配置(1) 組織改正に伴う減(△3)
	衛生	46	43	2	△5	農林課業務の増加による体制強化(1) 等
	農林水産	9	12	3	0	育休代替による一時的な重複配置(1)
	商工	18	19	1	0	後期高齢者医療係の再任用短時間勤務職員補充による減(△1) 等
	土木	44	44	1	△1	小計
	小計	383	386	14	△11	3
特別行政部門	教育	78	72	0	△6	退職不補充に伴う減(△2) 等
	小計	78	72	0	△6	
普通会計計		461	458	14	△17	△3
公営企業等会計部門	下水道	7	7	0	0	退職不補充に伴う減(△1)
	その他	30	26	0	△4	介護保険係の再任用短時間勤務職員補充による減(△1)
	小計	37	33	0	△4	後期高齢者医療係の再任用短時間勤務職員補充による減(△1) 等
合計		498 (22)	491 (25)	14	△21	△7

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。

2 合計欄の()内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

(9) 給与水準

令和6年4月1日現在で、国の一般行政職員の給与を100とした場合、東京都は100.5で、あきる野市は99.6です。都内26市中で10番目となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和7年4月1日現在)

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髓液提供休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、介護休暇及び介護時間があります。

令和6年の年次有給休暇の平均取得日数は13.4日です。

5 職員の休業の状況

育児休業の状況(令和6年度)

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

(単位:人)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	14	11
育児休業期間延長の承認件数	0	1
部分休業の承認件数	1	11

9 職員の研修の状況

職員研修実施状況(令和6年度)

(単位:人)

研修種別	受講者数	備考
派遣研修	東京都市町村職員研修所	新任研修、係長研修、課長研修、能力向上部門研修
	選択研修	法務研修、自治体経営研修、デジタル人材育成研修、専門職研修、技術職研修、実務研修、特別研修
その他派遣研修	実務研修等	市町村職員中央研修所、国土交通大学校、(一社)日本経営協会、公益社団法人日本放送協会等
小計	329	
独自研修	一般研修	新任職員研修、2年目職員研修、新任主任研修、新任係長・主査研修、新任課長研修、評価者研修、風通しのよい職場づくり研修
	実務研修	会計研修、契約研修
	特別研修	普通救命講習、ハラスマント防止研修、いのちを守る(ゲートキーパー)研修、メンター・メンティー研修、ダイバーシティ推進研修、中堅職員スキルアップ研修、運転技能講習会、DXに係るマインドセット研修
自己啓発研修	通信教育講座受講料助成事業	(学)産業能率大学等
職場研修	市	所得税・住民税の基礎、マイナンバーカードの活用拡大と保険年金課とのかかわり、生活困窮者自立支援制度について等
小計	1,446	
合計	1,775	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

令和6年度の分限懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

区分	分限処分			懲戒処分				
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	13	0	0	0	0	0	1

7 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区分	内容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等の定めに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職責を遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に限り、職務専念義務が免除されます。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた、同様です。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の特定の政治的活動を行うことが制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。

8 退職管理の状況

令和6年度末における退職者(課長級以上)の再就職の状況

国機機関等	0人
民間企業等	0人

この互助会は、職員の会費及び市の補助金などで運営されています。職員の会費は毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額で、市の補助金は令和6年度実績で職員1人当たり5,000円です。運営費の構成は職員の会費1に対して補助金は0.27の割合となっています。

また、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担金の財源により、短期給付事業(医療等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(住宅貸付等)を行っており、国民年金、厚生年金健康保険及び国民健康保険などと共に社会保険制度の一環とされています。

(2) 健康診断の実施状況(令和6年度)

(単位:人)

区分	受診者数	区分	受診者数
定期健康診断	520	B型・C型肝炎抗原抗体検査	14
胃検診	65	B型肝炎予防接種	24
VDT検診	145	ストレスチェック	576
婦人科検診	85	計	
蜂アレルギー抗体検査	51		1,480

(3) 公務災害補償の状況

(単位:人)

公務上及び通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。(令和6年度中に認定された件数)

区分	傷病	死亡
公務災害	1	0
通勤災害	3	0

11 公公平委員会の業務の状況

あきる野市は、12市5町8村14一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しています。業務内容としましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況

(単位:件)

<